

令和6年3月7日

株式会社SCエージェントに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、令和6年3月6日、株式会社SCエージェント（以下「SCエージェント」といいます。）に対し、同社が供給する蓄電池及びその導入に伴う施工に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名称 株式会社SCエージェント（法人番号 9120001214322）
所在地 大阪市中央区西心斎橋一丁目5番5号アーバンBLD心斎橋9階
代表者 代表取締役 下浦 龍之
設立年月 平成30年6月
資本金 5000万円（令和6年3月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品及び対象役務

蓄電池（以下「本件商品」という。）及びその導入に係る施工（以下「本件役務」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

「エコ最安値. com」と称する自社ウェブサイト

(イ) 表示期間

令和5年3月10日、同月16日及び同月23日

(ウ) 表示内容（別紙）

- a 「口コミ人気 No. 1 蓄電池販売会社」、「アフターフォロー満足度 No. 1 蓄電池販売会社」、「コストパフォーマンス満足度 No. 1 蓄電池販売会社」及び「工事品質満足度 No. 1 蓄電池販売会社」と表示することにより、あたかも、SCエージェントが販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種又は類似の商品（以下「同種商品」という。）並びにSCエージェントが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下「同種役務」という。）に関する「口コミ人気」、

「アフターフォロー満足度」、「コストパフォーマンス満足度」及び「工品質満足度」の4項目（以下「本件4項目」という。）につき、実際に利用したことがある者を対象にそれぞれ調査した結果において、SCエージェントが販売する本件商品及びSCエージェントが提供する本件役務に係る本件4項目の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。

- b 「圧倒的受注数がお客様からの支持の証 『施工実績10,000件の信頼』」、「施工実績10,000件！！ たくさんの蓄電池を販売・工事をしております」と表示することにより、あたかも、SCエージェントが過去に販売した本件商品及びSCエージェントが過去に提供した本件役務に係る契約件数が1万件であるかのように示す表示をしていた。

イ 実際

- (7) 前記ア(ウ) aの表示について、SCエージェントが委託した事業者による調査は、本件4項目について、回答者に対し、SCエージェントが販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びにSCエージェントが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者かを確認することなく、SCエージェント及び特定9事業者（当該委託を受けた事業者が、同種商品を販売し、同種役務を提供する事業者の中から指定する9の事業者をいう。）のみを任意に選択して対比し、各事業者のウェブサイトの印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、前記ア(ウ) aの表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。
- (イ) 前記ア(ウ) bの表示について、SCエージェントが過去に販売した本件商品及びSCエージェントが過去に提供した本件役務に係る契約件数は、1万件を大きく下回るものであった。

(3) 命令の概要

- ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、本件商品及び本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知すること。
- イ 再発防止策を講じて、これを従業員に周知徹底すること。
- ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話 03(3507)9239

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所取引課

電話 06(6941)2175

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/

蓄電池の販売・設置工事・メンテナンスなら
エコ最安値.com

☎ **0120-897-240**
営業時間：9:00~18:00【日・祝日除く】

📄 **お見積もり随時受付中!**
無料相談可・24時間365日対応!

蓄電池本体 + 工事 コミコミ
激安価格
990,000円 税別

関西全域対応!



蓄電池のご相談はエコ最安値.comで決まり!

無料お見積もりはコチラから

お電話での
無料お問い合わせはこちら

☎ **0120-897-240**

営業時間：9:00~18:00【日・祝
日除く】
対応エリア：大阪・関西全域

選ばれる理由

お客様の声

取扱商品

施工実績

よくあるご質問

「エコ最安値.com」が選ばれる理由がここに!

24時間365日のアフターサービス

購入いただいた製品以外での
住宅トラブル駆け付けサービス

販売施工後の製品アフターフォローはもちろんのこと、
お客様の「どうしよう...?」に緊急駆けつけ!
住宅の様々なトラブルに無料で駆けつけます!

01

安心と信頼の実績

圧倒的受注数がお客様からの支持の証
「施工実績10,000件の信頼」

関西エリアを中心に、家庭用蓄電池の導入やコスト削減の提案実績
がおかげさまで10,000件を超え、大手企業様からの信頼もいた
きました!スピード施工、迅速提案、地域密着に挑戦し、これか
らもお客様にご満足いただけるよう努めてまいります。

02

取安値+aのオリジナルサービス

03

蓄電池の販売・工事費コミコミの明瞭会計 「地域最安値に挑戦」

エコ最安値.comは、常に地域最安値に挑戦し、弊社独自のオリジナルサービスをご用意しております！
施工会社・メーカーともに深い信頼関係がございますので、新規で参入する企業との価格競争になっても必ずお客様の満足いただけるご提案が可能です。



エコ最安値.comで蓄電池導入！

たくさんの喜びの声をいただいています！

<p>大府四橋郡市 T様邸</p> <p>2020年11月21日</p> <p>蓄電池を購入するにあたって知識がなかったのですが、担当の方がわかりやすく説明してくれま</p>	<p>大府大坂市 M様邸</p> <p>2020年12月21日</p> <p>蓄電池の設置場所の相談や保障についての説明に親切な対応ありがとうございました。</p>	<p>滋賀県湖南市 N様邸</p> <p>2020年12月20日</p> <p>寒い中、朝から作業して頂き、ありがとうございました。</p>	<p>兵庫県宝塚市 U様邸</p> <p>2020年12月18日</p> <p>蓄電池の置き場が狭くて設置が大変でしたが、てきぱきと作業して頂き無事終了しました。あ</p>	<p>三重県いなべ市 J様邸</p> <p>2020年12月09日</p> <p>順調に動いています。また何かありましたらよろしくお願ひ致します。</p>
---	--	--	--	---

エコ最安値.comは業界一の技術力と保証で多くのお客様に選ばれています。環境にも優しいエネルギーでこれからのあなたの暮らしをお守りするサポートをし続けていきます。

エコ最安値.comが厳選！

自信持ってオススメする蓄電池はこちら

OMRON

世界最小・最軽量でコンパクト

蓄電池容量:9.8kWh
型番:KPAC-A-SET-3

10年保証

業界最安値宣言
激安最安値特化!!

Panasonic

既築住宅に嬉しいコンパクト設計

蓄電池容量:5.6kWh
型番:LJB1156

15年保証(無償)

業界最安値宣言
激安最安値特化!!

nichicon

もしもに備えて常時3.3kWh確保

蓄電池容量:11.1kWh
型番:ESS-U2M1

10年保証

業界最安値宣言
激安最安値特化!!

TABUCHI ELECTRIC

太陽光と蓄電充放電器のハイブリッド

蓄電池容量:4.0kWh
型番:PKG-EHD-S55MP3B

10年保証

業界最安値宣言
激安最安値特化!!

SHARP

SmartStar

設置しやすいコンパクトサイズ

蓄電池容量:4.2kWh
型番:JH-WB1621

10年保証

業界最安値宣言
激安最安値特化!!

太陽光と蓄電充電器のハイブリッド

蓄電池容量:9.8kWh
型番:LL3098HOS/B

10年保証

業界最安値宣言
激安最安値特化!!

製品一覧はこちら

施工実績10,000件!!
たくさんの蓄電池を販売・工事しております

<p>大阪守口市 N様邸</p>  <p>9日</p> <p>メーカー: OMRON</p> <p>型番: 3U98-B</p>	<p>京都府京都市 A様邸</p>  <p>2021年2月20日</p> <p>メーカー: 田淵電機 (TABUCHI)</p> <p>型番: PKG-EHD-555MP3B</p>	<p>兵庫県神戸市 L様邸</p>  <p>2021年3月04日</p> <p>メーカー: オムロン (OMRON)</p> <p>型番: KP-BU98-B</p>	<p>大阪府大阪市 A様邸</p>  <p>2021年3月05日</p> <p>メーカー: ニチコン (Nichicon)</p> <p>型番: E5S-U2M1</p>	<p>京都府城陽市 K様邸</p>  <p>2021年3月11日</p> <p>メーカー: ニチコン (Nichicon)</p> <p>型番: E5S-U2M1</p>	<p>奈良県香芝市 M様邸</p>  <p>2021年2月08日</p> <p>メーカー: オムロン (OMRON)</p> <p>型番: KP-BU98-B</p>
---	--	--	--	---	--

自撮りを持ってオススメできる商品のみを掲載しています。大手メーカーの商品も多数取り扱っています。当サイトに掲載されていない商品でもお問い合わせください。

家庭用蓄電池でお困りのお客様からのよくあるご質問を集めました

- Q** 設置することで、補助金は出ますか？
- A** 環境共創イニシアチブ (SII) という国の機関から、機器費(工事代含ます)の1/3を100万円を上限として支給しています。
- Q** 蓄電池の、「容量」とはなんですか？
- A** 容量とは、電気を電池の中にどれだけ蓄えることができるか？ということです。単位はWh (ワットアワー) で、値が大きくなる程、蓄えられる電気量が増します。(基本的に蓄電池は容量すべてを蓄えてしまうと劣化スピードが速まりますので80~90%で充電する物が多くなります。)
- Q** 蓄電池の、「出力」とはなんですか？
- A** 電気をどれだけ使用できるか？ということです。値が大きくなる程、蓄電池に蓄えた電気を使って動かせる機器が増えます。
- Q** 蓄電池の寿命はどれくらいですか？
- A** 蓄電池は、電気を蓄える容量が使用回数を重ねるごとに劣化します。しかし、蓄電池が使えなくなるまでには、1日1回と考えると、15年~20年

くらいの期間がかかります。

蓄電池購入時には蓄電容量を保证するメーカーによる長期保証がついておりますので、保証期間内は安心してお使いいただくことが出来ます。

Q 定期的な検査やメンテナンス等は必要ですか？

A 基本はメンテナンスは必要ございません。

Q 設置場所に制限はありますか？

A 原則、屋外設置となります。また、下記の条件いずれかにあてはまる場所には設置できません。

- ・直射日光の当たる場所
- ・高温・多湿・ホコリの多い場所
- ・重度の塩害地
- ・-10℃以下の寒冷地
- ・可燃性ガスの漏れる恐れのある場所

Q 運転音はどのくらいするのでしょうか？

A 蓄電池の製品によって多少は異なりますが、日常生活で「静かだ」と感じる45dB(デシベル)以下と、大変静かです。

上記以外のことも、家庭用蓄電池のことから、お見積もりなど些細なことまでご相談までお気軽にお問い合わせください。

蓄電池のご相談は**エコ最安値.com**で決まり！

 **無料お見積もりはコチラから**

お電話での
無料お問い合わせはこちら

 **0120-897-240**

営業時間：9：00～18：00【日・祝
日除く】
対応エリア：大阪・関西全域

▲
PAGE
TOP

● ホーム

- ▶ 選ばれる理由
- ▶ よくあるご質問

● 蓄電池施工実績

● お客様の声

● スタッフブログ一覧

● 蓄電池エコマメディア

● 運営会社

● **無料お見積もり**

● 特定商取引法に基づく表示

● 個人情報保護方針

● 蓄電池メーカー一覧

- ▶ オムロン
- ▶ パナソニック
- ▶ ニテコン
- ▶ 田澤電機
- ▶ シャープ
- ▶ スマートスターL
- ▶ 村田製作所
- ▶ ネクストエナジー
- ▶ 長州産業

● 取扱蓄電池製品一覧

- ▶ 住・産共用フレキシブル蓄電システム KPAC-A-SET-3 9.8kWh
- ▶ 住・産共用フレキシブル蓄電システム KPAC-A-SET-1 6.5kWh
- ▶ 住・産共用フレキシブル蓄電システム KPAC-B 4.2kWh
- ▶ リチウムイオン蓄電池ユニット LJPB1156 5.6kWh
- ▶ 単機能蓄電システム ESS-U2M1 11.1kWh
- ▶ 単機能蓄電システム ESS-U3S1 4.1kWh
- ▶ 単機能蓄電システム ESS-U2X1 16.6kWh
- ▶ ハイブリッド蓄電システム PKG EHD S55MP3B 4.0kWh
- ▶ ハイブリッド蓄電システム EOF-LB70-TK 7.04kWh
- ▶ クラウド蓄電池システム JH-WB1621 4.2kWh
- ▶ クラウド蓄電池システム JH-WB1921 6.5kWh
- ▶ クラウド蓄電池システム JH-WB1021 0.4kWh
- ▶ クラウド蓄電池システム JH-WB1711 6.5kWh
- ▶ AI(人工知能)で管理する次世代蓄電システム LL3098HOS/B 9.8kw
- ▶ All-in-One蓄電池システム MPR01S4023MR 2.3kWh
- ▶ 住宅用ハイブリッド蓄電システム iedenchi NX5-MHESS001 10.24kWh
- ▶ Smart e-STORAGE フレキシブル蓄電システム PCS-40RF1A 9.8kWh
- ▶ Smart e-STORAGE フレキシブル蓄電システム PCS-25RF1A 6.5kWh

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に

関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 (省略)

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 (省略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百十八号)

(消費者庁長官に委任されない権限)

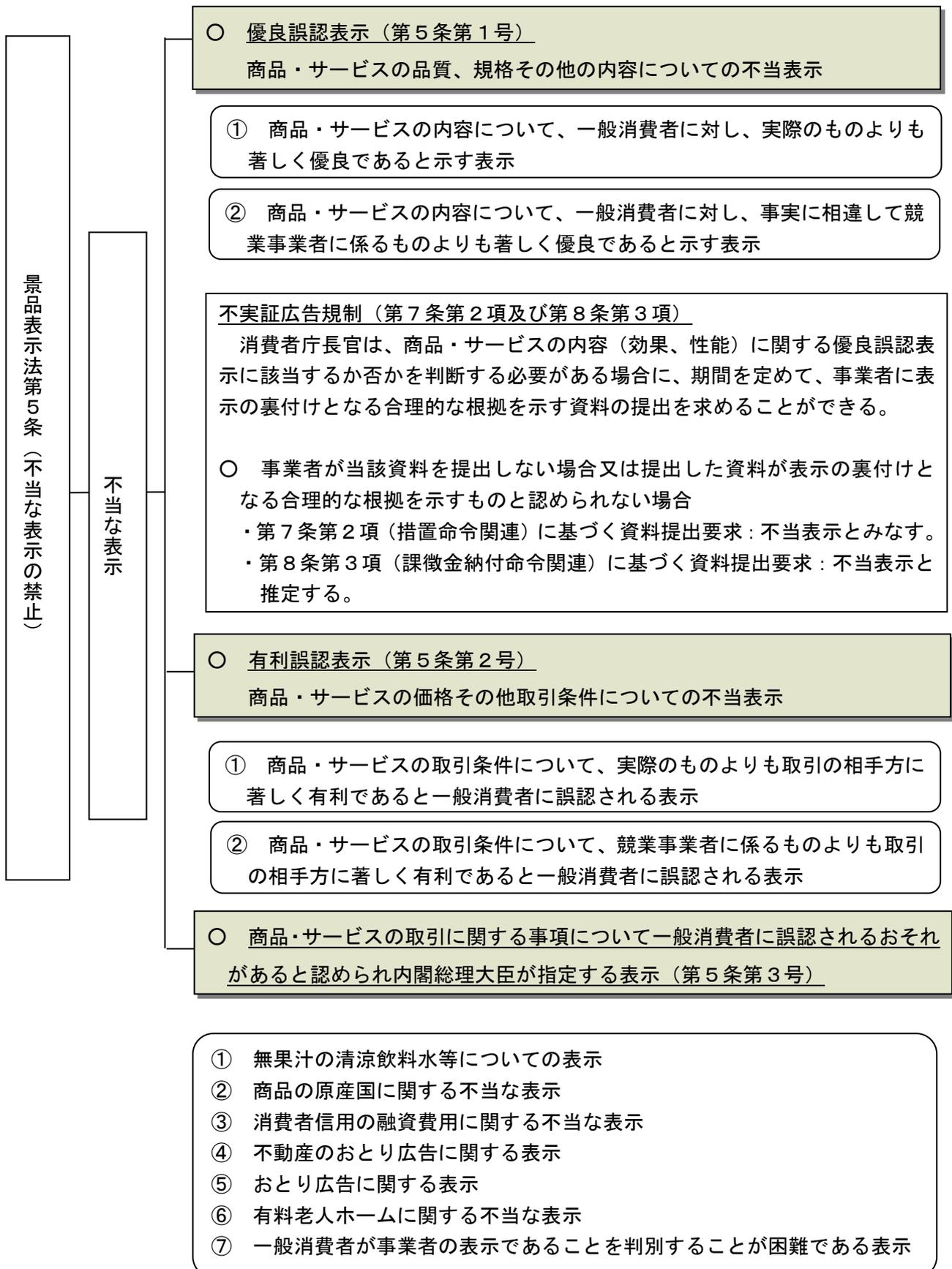
第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

(公正取引委員会への権限の委任)

第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。

ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要



※別添写しについては添付を省略しています。

別添

消表対第193号

令和6年3月6日

株式会社SCエージェント

代表取締役 下浦 龍之 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する蓄電池（以下「本件商品」という。）及びその導入に係る施工（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品及び貴社が一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴社は、本件商品を一般消費者に販売し、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和5年3月10日、同月16日及び同月23日に、「エコ最安値. com」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、
a 「ロコミ人気 No. 1 蓄電池販売会社」、「アフターフォロー満足度 No. 1 蓄電池販売会社」、「コストパフォーマンス満足度 No. 1 蓄電池販売会社」及び「工事品質満足度 No. 1 蓄電池販売会社」と表示することにより、あたかも、貴社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種又は類似の商品（以下「同種商品」という。）並びに貴社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下「同種役務」という。）に関する「ロコミ人気」、「アフターフォロー満足度」、「コストパフォーマンス満足度」及び「工事品質満足度」の4項目（以下「本件4項目」という。）につき、実際に利用したことがある者を対象にそれぞれ調査した結果において、貴社が販売する本件商品及び貴社が提供する本件役務に係る本件4項目の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていたこと。

- b 「圧倒的受注数がお客様からの支持の証 『施工実績10,000件の信頼』、
「施工実績10,000件！！ たくさんの蓄電池を販売・工事をしておりま
す」と表示することにより、あたかも、貴社が過去に販売した本件商品及び貴社
が過去に提供した本件役務に係る契約件数が1万件であるかのように示す表示
をしていたこと。
- (イ) a 実際には、貴社が委託した事業者による調査は、本件4項目について、回答者
に対し、貴社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びに貴
社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用
したことがある者かを確認することなく、貴社及び特定9事業者（当該委託を受
けた事業者が、同種商品を販売し、同種役務を提供する事業者の中から指定する
9の事業者をいう。以下同じ。）のみを任意に選択して対比し、各事業者のウェブ
サイト（以下「各販売サイト」という。）の印象を問うものであり、それぞれ
客観的な調査に基づくものではなかったこと。また、前記(ア) aの表示は、当該
調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかったこと。
- b 実際には、貴社が過去に販売した本件商品及び貴社が過去に提供した本件役
務に係る契約件数は、1万件を大きく下回るものであったこと。
- イ 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、本件商品及び本件役務の内容に
ついて、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、
景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引及び本件役務又はこれと同種の
役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要
な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引及び本件役務又はこれと同種の
役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品及び当該
役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示
をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置につい
て、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社SCエージェント（以下「SCエージェント」という。）は、大阪市中央区
西心齋橋一丁目5番5号アーバンBLD心齋橋9階に本店を置き、太陽光発電設備の
販売、施工等を営む事業者である。
- (2) SCエージェントは、本件商品を自ら一般消費者に販売し、本件役務を自ら一般消費
者に提供している。
- (3) SCエージェントは、本件商品及び本件役務に係る自社ウェブサイトの表示内容を

自ら決定している。

(4)ア SCエージェントは、本件商品を一般消費者に販売し、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和5年3月10日、同月16日及び同月23日に、自社ウェブサイト（別添写し）において、

(ア) 「口コミ人気 No. 1 蓄電池販売会社」、「アフターフォロー満足度 No. 1 蓄電池販売会社」、「コストパフォーマンス満足度 No. 1 蓄電池販売会社」及び「工事品質満足度 No. 1 蓄電池販売会社」と表示することにより、あたかも、SCエージェントが販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びにSCエージェントが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務に関する本件4項目につき、実際に利用したことがある者を対象にそれぞれ調査した結果において、SCエージェントが販売する本件商品及びSCエージェントが提供する本件役務に係る本件4項目の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。

(イ) 「圧倒的受注数がお客様からの支持の証 『施工実績10,000件の信頼』」、「施工実績10,000件！！ たくさんの蓄電池を販売・工事をしております」と表示することにより、あたかも、SCエージェントが過去に販売した本件商品及びSCエージェントが過去に提供した本件役務に係る契約件数が1万件であるかのように示す表示をしていた。

イ(ア) 実際にはSCエージェントが委託した事業者による調査は、本件4項目について、回答者に対し、SCエージェントが販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びにSCエージェントが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者かを確認することなく、SCエージェント及び特定9事業者のみを任意に選択して対比し、各販売サイトの印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、前記ア(ア)の表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。

(イ) 実際には、SCエージェントが過去に販売した本件商品及びSCエージェントが過去に提供した本件役務に係る契約件数は、1万件を大きく下回るものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、SCエージェントは、自己の供給する本件商品及び本件役務の取引に関し、本件商品及び本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法令に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。